

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

錦江町総合振興計画策定委託業務の公募型プロポーザル方式に係る手続開始について、次のとおり公告する。

令和6年3月15日

錦江町長 新田敏郎

### 1 委託業務の概要

(1) 業務名 第3次錦江町総合振興計画策定委託業務

(2) 業務内容

- ① 現行総合振興計画の検証及び分析
- ② 自治体経営計画（総合戦略・総合計画）の必要性と目標の立て方や計画策定の方法等の職員研修（最低3回）
- ③ 町民ワークショップの設計と運営の職員研修（最低1回）
- ④ 町民の願いや思いを抽出するためのワークショップ（最低3回）
- ⑤ ④を踏まえた願いの可視化やKPIの設定、アクションプランの取りまとめ及び職員ワークショップ（最低3回）
- ⑥ ④及び⑤を踏まえた共創的な事業実施（町民、職員の協働事業の実証実験及び仮説検証、振り返り、計画反映等）
- ⑦ 錦江町が作る人口ビジョンも踏まえた総合振興計画素案作成支援及び調査会報告と素案修正支援
- ⑧ 調査会への参加・助言
- ⑨ 町民向け総合振興計画概要版の作成及びデータによる納品（視覚的にわかりやすくデザイン化されたもの）
- ⑩ 総合振興計画の素案作成研修資料及び電子データによる納品

(3) 履行期限 令和7年3月26日（水）

ただし、現在のところ令和7年3月19日（水）が町議会最終本会議と予想されるため、3月12日（水）までに計画素案を電子データで納品すること。

(4) 履行場所 錦江町役場

(5) 事業費限度額

本業務の事業費の限度額は15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）です。

2 委託事業者選定方法 公募によるプロポーザル方式

3 担当課係 錦江町政策企画課政策企画チーム（担当：上吹越）

所在地 〒893-3-2392

鹿児島県肝属郡錦江町城元 963 番地

電話 0994-22-3032

メールアドレス [seisaku@town.kinko.lg.jp](mailto:seisaku@town.kinko.lg.jp)

ホームページ URL

<https://www.town.kinko.lg.jp/seisaku-h/dai3jikinkocyouougoushinnkoukeikaku.html>

※お問合せについては、土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで受け付けています。

#### 4 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく錦江町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 錦江町契約規則（平成 17 年規則第 26 号）第 3 条により規定される名簿に登載された者及び錦江町物品調達等入札者等選定委員会設置規程（平成 17 年訓令第 24 号）資格者として選定された者であること。ただし、登録されていない者については、随時指名願いを受け付けているので、早急に提出すること。
- (3) このプロポーザル実施の公告の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれかの日においても、錦江町物品購入等資格業者の指名停止に関する要綱（令和 4 年告示第 1 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと
- (5) このプロポーザル実施の公告の日において、鹿児島県内に連絡調整ができる事業所を有していること。

#### 5 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式 1）」（以下「様式 1」という。）を提出してください。

- (1) 受付期間 令和 6 年 3 月 15 日（金）午後 1 時から令和 6 年 3 月 25（月）午後 4 時まで
- (2) 提出方法

「様式 1」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「政策企画課」へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、メール送信後「政策企画課担当」へ送信確認の電話をしてください。

電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）には回答いたしません。

なお、送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理（以下「コンピュータウイルス対策処理」という。）を実施して送信してください。

(3) 回答

質問及びその回答の内容は、令和6年3月29日（金）までに錦江町のホームページ上で公開します。

6 参加申込み及び参加承認

参加を希望する場合は、「公募型プロポーザル参加申込書(様式2)」(以下「様式2」という。)、  
「業務経歴書(過去5年間)(様式3)」(以下「様式3」という。)及び「様式3」に記載した  
「業務の契約書の写し」(以下「契約書の写し」という。)を提出してください。

(1) 受付期間

令和6年3月18日（月）午前9時から令和6年3月29日（金）午後4時まで

(2) 提出方法

「様式2」及び「様式3」に必要事項を記入し、又「契約書の写し」をPDF形式ファイルとして作成し、電子メールに添付して「政策企画課」へ提出してください。なお、添付するデータについては、容量制限（3MBまで）があります。

電子メールの表題は「プロポーザル参加申込み（事業者名）」としてください。また、送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス対策処理を実施し送信してください。加えて、メール送信後「政策企画課」に送信確認の電話をしてください。

(3) 参加承認

- ① このプロポーザルの参加承認の可否の決定は、「政策企画課」から令和6年4月1日（月）午後4時までに参加申込事業者に電子メールにて順次通知します。
- ② 参加申込事業者は、「錦江町」の参加承認を受けない限り、このプロポーザルには参加できません。なお、「様式2」、「様式3」及び「契約書の写し」を提出したにもかかわらず、令和6年4月1日（月）午後4時までに「政策企画課」から連絡がない場合は、同日午後5時までに「政策企画課」へ電話によりご確認ください。

7 提案書等の提出

参加承認を受けた事業者は、以下のとおり審査に必要な書類（以下「提出書類」という。）を提出してください。

(1) 提出期間

令和6年3月26日（火）から令和6年4月5日（金）までの休日を除く午前9時から午後5時まで（郵送の場合は、時間内に必着）

(2) 提出書類

- ・公募型プロポーザル届出書（様式4）

- ・提案書（様式 5）
- ・業務経歴書（過去 5 年間）（様式 3）
- ・実施体制調書（様式 6 - 1）
- ・配置予定者調書（管理責任者）（様式 6 - 2）
- ・配置予定者調書（担当者）（様式 6 - 3）
- ・業務工程表（様式 7）
- ・見積書 A4 判（縦 297 mm×横 210 mm・任意様式）
- ・誓約書（様式 8）
- ・その他（政策立案及び人材育成にかかる自治体・企業研修用の資料（実施済みのもの）・契約書の写し、住民との共創プロジェクトの実践資料、会社概要等の資料・履歴事項全部証明書・配置予定者の健康保険被保険者証の写し）

### （3） 提出方法

- ① 提出書類は、原本 1 部・原本の写し 7 部を作成してください。
- ② 提出書類は原本と写しをそれぞれ製本（ファイル等で綴じる）し、「政策企画課」まで持参するか郵送をしてください。（郵送の場合は、時間内に必着といたします。）
- ③ 参加承認を受けた場合でも、提出書類を提出しない限り、このプロポーザルには参加できません。

## 8 審査基準及び審査方法

- （1） 審査基準 別紙「採点基準表」のとおり（二次審査用）
- （2） 審査方法 1 次審査（書類審査）については、錦江町物品調達等入札者等選定委員会（以下「委員会」という。）で審査を実施し、2 次審査（プレゼンテーション）は第 3 次錦江町総合振興計画策定委託業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）（副町長、総務課長、政策企画課長、政策企画課チームリーダー、産業振興課長、介護福祉課長、観光交流課長、教育課長）を設置し、実施します。  
委員会による 1 次審査（書類審査）は錦江町契約規則第 3 条第 1 項に基づき参加資格の審査を行います。2 次審査（プレゼンテーション）は「採点基準表」に基づき実施し、委託事業者を選定します。

### （3） その他

- ① 審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては受け付けません。
- ② 1 次審査参加事業者が 1 者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行います。

## 9 1 次審査

- （1） 審査期間 令和 6 年 4 月 8 日（月）から令和 6 年 4 月 11 日（木）までを予定
- （2） 審査内容 審査会は錦江町契約規則第 3 条第 1 項に基づき、上位 5 者を上限として 2 次審査（プレゼンテーション）参加事業者として選定します。

- (3) 結果通知 1次審査の結果は、令和6年4月12日(金)午後4時までに、「政策企画課」から1次審査参加事業者全員に電子メールにて通知します。なお、同日の午後4時までに「政策企画課」から連絡がない場合は、同日午後5時までに「政策企画課」に電話によりご確認ください。

## 10 2次審査（プレゼンテーション）

- (1) 実施日 令和6年4月18(木)午後1時30分からの予定
- (2) 会場等 錦江町役場2階会議室を予定（詳細については、別途連絡します。）
- (3) 出席者 3名以内。管理責任者となる方は必ず出席してください。
- (4) 発表時間等 20分以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答（10分以内）を行います。なお、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、「政策企画課」に事前に連絡し、機器は各事業者で用意してください。
- (5) 審査内容
- ① 委員会は「採点基準表」に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価項目ごとに合計し、総合得点を参考に交渉権の順位を設定します。
  - ② 錦江町は交渉権第1位に選定された事業者と随意契約に向けた交渉を行います。交渉権第1位に選定された事業者との契約交渉の結果、合意に至らなかった場合又は交渉権第1位に選定された事業者が「13参加事業者の失格」に該当することが判明した場合は、交渉権第2位の事業者と同様の手続きを行うものとします。以後、同様とします。
  - ③ プレゼンテーションに参加できない事業者は、審査の対象から除外します。
- (6) 結果通知 委員会の選定結果は、令和6年4月19日(金)午後4時までに、2次審査参加事業者全員に「政策企画課」から電子メールで通知します。なお、同日の午後4時までに「政策企画課」から連絡がない場合は、同日午後5時までに「政策企画課」に電話によりご確認ください。

## 11 参加事業者の失格 次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「5参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「8参加申込み及び参加承認」の受付期間終了後に「様式2」、「様式3」及び「契約書の写し」が提出された場合
- (3) 「9提案書等の提出」の提出期間終了後に提出書類が提出された場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合

## 12 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 参加事業者1者につき、参加申込及び提案は1つとします。

- (3) 提出期限以降における提案書等の追加、差替え及び再提出はできません。なお、錦江町と契約を締結する事業者は、予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者の交代については死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めないものとしします。
- (4) 提出された提案書類は返却いたしません。
- (5) 錦江町と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表（様式7）」に記載する内容に基づき委託業務を実施するものとし、錦江町の承認なく業務行程の変更はできないものとしします。
- (6) 提出された書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、錦江町がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無断で使用できるものとしします。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、錦江町情報公開条例（平成17年条例第13号）に基づき提出書類を公開することがあります。
- (8) この委託業務の契約において、契約書の作成を必要とします。当該契約書には、主要業務には再委託の禁止に関する定めを設けるものとしします。
- (9) この募集要項に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、錦江町財務規則（平成17年規則第24号）等関係法令等に定めるところによります。